

令和6年度からの介護保険料を改定します

問 福祉課 ☎72-5164 税務課 ☎72-5156

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画で推計した介護保険事業の運営に係る費用を基に、3年ごとに算定します。今回、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6～8年度の介護保険料を改定します。

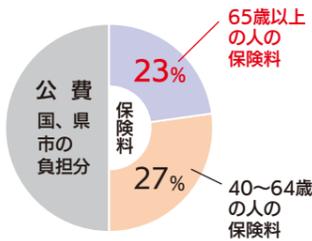
介護サービス費用の財源と介護保険料の算定

介護保険財源は、50%が公費(税金)で、残りの50%が40歳以上の方が負担する介護保険料で構成されています。40～64歳の方(第2号被保険者)が負担する割合は、3年ごとに国が定め、第9期は引き続き、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

令和6～8年度の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用を基に、第1号被保険者の介護保険料を算出すると、基準月額(第5段階)は第8期(5,250円)から

150円引き上げを行い、5,400円となりました。増額の要因としては、介護報酬の改定によるものと、65歳以上の高齢者人口や今後の要支援・要介護認定者数、サービス利用者数の増加が見込まれると推計されたためです。

介護保険の財源(令和6～8年度)



65歳以上の方の介護保険料(第1～3段階の軽減反映済み)

第9期の基準額を基に、所得等の段階(13段階)に応じた介護保険料を算定し、令和6～8年度における所得段階別の介護保険料を下表のとおり決定しました。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.285	18,400円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	基準額×0.485	31,400円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の者	基準額×0.685	44,300円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.9	58,300円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の者	基準額	64,800円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	77,700円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	84,200円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	97,200円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	110,100円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	123,100円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	136,000円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3	149,000円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4	155,500円

※1. 合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」および「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。

2. 税制改正に伴い、意図せざる影響や不利益が生じないよう、所得金額の控除を反映します。

第1期 鶴川地区分譲地 申込受付を開始します

申・問 まちづくり推進課 ☎72-5186

国東市国東町鶴川に造成した分譲宅地3区画の第1期申込受付を次のとおり行います。

申込資格

- 次のいずれかに該当する方は、申し込むことができません。
- ①売買物件を転売、または建築した住宅を貸家や別荘とする者
 - ②単身世帯である者
 - ③法人
 - ④国東市普通財産土地売払公募抽選定価方式実施要領第3条に該当する者

資格要件の詳細については、お問い合わせください。

申込受付期間 5月13日(月)～28日(火)

申込方法 所定の申込用紙にて申し込みをしてください。1世帯1区画の申し込みとなります。

購入者の決定 1区画につき申し込み希望者が多数の場合、抽選により購入者を決定します。

現地説明会 日時 5月26日(日) 午前10時

場所 鶴川地区分譲地

抽選会 日時 6月12日(水)

午後6時30分
場所 国東市役所2階
201・202会議室



ホームページ



5月は消費者月間です

問 国東市消費生活センター
(観光・地域産業創造課内)
☎72-5168

消費者月間統一テーマ

デジタル時代に求められる消費者力とは

テーマ趣旨

デジタル化やAIなどの技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

今、求められる「消費者力」とは、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力をアップデートし続けていくことです。「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められます。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマにしています。

消費生活に関する相談を受け付けています

国東市消費生活センターでは消費生活相談員が、悪質商法・契約トラブルなど、消費生活に関する相談に応じています。

センターは、国東市役所2階(観光・地域産業創造課)の中にあります。窓口に直接お越しいただくか、電話でも相談を受け付けています。事前の予約は必要ありませんので、お気軽にご相談ください。

P20の「相談」コーナーで日程をお知らせしています。

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
(専門相談員は午後4時まで)
☎72-5168または188(局番なし)
※観光・地域産業創造課につながります。

地区	日時	場所
国見	6/17(月) 午前10時～正午	みんなかん
武蔵	7/22(月) 午前10時～正午	武蔵総合支所
安岐	8/19(月) 午前10時～正午	安岐総合支所

※出張相談は予約が必要です。